

## 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について

### 1. 適用対象工事

被災三県で実施される工事で、平成26年2月5日以降に契約締結を行う工事。

### 2. 補正方法

「森林整備保全事業設計積算要領」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとする。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.5
現場管理費	1.2

ただし、平成26年2月5日以降に契約締結を行う工事で、入札時点で上記補正方法の適用ができない工事等については、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について」（平成26年1月30日付け25経第1078号）第2（1）に基づき、上記補正方法を反映して契約変更を行うこととする。

なお、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成24年3月8日付け23林整計第291号）は廃止することとする。